

令和5年度

東京都内宿泊事業者対象

## 宿泊施設バリアフリー化促進アドバイザー派遣

利用料 無料

50事業者程度  
定員になり次第締切ります派遣回数  
最大5回まで

東京都は、障害者や高齢者など、あらゆる人が安全かつ快適に過ごしていただけるよう、バリアフリー化に取り組む宿泊事業者に対して支援補助金等の支援を行っています。

宿泊事業者がバリアフリー化に取り組む際に必要となるハード面、ソフト面、経営等に関するアドバイザー派遣を実施します。これまでホテルのバリアフリー化に携わってきた一級建築士や備品に関する専門家が直接宿泊施設までお伺いして、それぞれの課題の解決にあたります。

利用料無料ですので、この機会に是非ご利用ください。

申込期間 令和5年4月25日(火)～令和6年3月22日(金)

派遣期間 令和5年5月1日(月)～令和6年3月29日(金)

バリアフリー化について専門アドバイザーと一緒に考え施設の課題を解決します!!

何から始めるべきかわからない…

バリアフリー化の7ステップを  
ご案内します!

バリアフリー客室への改修はどうすればよいのか…

過去事例等をご案内します!

改装費用の捻出に困っている…

東京都の支援補助金について  
ご案内します!

バリアフリー化のための備品購入は…

備品専門アドバイザーがご提案します!

本業が忙しすぎて時間がない…

事業者のご都合に合わせて  
派遣の時間調整をします!

バリアフリー化支援補助金の申請は難しそう…

アドバイザーが分かりやすくご案内します!

商品販売・情報発信はどうすれば良いのか…

とうきょうユニバーサルデザインナビ等のご案内をします!

本事業  
支援  
内容例

- バリアフリー化のハード面（施設整備・客室整備・備品購入等）及びソフト面（従業員研修等）からの助言
- バリアフリー化実施後の経営面からの助言
- バリアフリー情報の発信及び宿泊施設バリアフリー化支援補助金の利用に関する助言

※申請時に必要な設計図面等の作成については、当該支援の対象外となります。

お申込み  
方法

① 下記専用ウェブサイトよりお申込みください。  
<https://questant.jp/q/2023bfadviser>

※追って事務局よりお電話させていただきます。



② 直接お電話でのお問合せ・お申込みも受け付けております。

## お問合せ

東京都宿泊施設バリアフリー化促進事務局 株式会社JTB 東京交流創造事業室内  
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階 TEL: 03-5539-5248 FAX: 03-5539-5250  
E-mail: barrier-free@makesweb.com 営業時間: 平日10:00～17:00 土日祝日休

# 宿泊施設バリアフリー化支援補助金の概要

## 募集の概要

**1 補助対象者** 都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設

**2 補助対象経費及び補助率等** 下記のとおり（※については条件があります）

補助対象経費	延床面積1,000㎡未満の施設		延床面積1,000㎡以上の施設	
	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
(1) 施設整備 ※8	4/5	3,000万円(6,000万円 ※5)	2/3	2,500万円(5,000万円 ※5)
(2) 客室整備 ※1 ※8	3/4 ※2	4,000万円(8,000万円 ※6)	2/3 ※2	3,500万円(7,000万円 ※6)
	4/5 ※3	4,200万円(8,400万円 ※6)	3/4 ※3	4,000万円(8,000万円 ※6)
	9/10 ※4	4,800万円(9,600万円 ※6)	4/5 ※4	4,200万円(8,400万円 ※6)
(3) 備品購入	4/5	320万円	2/3	270万円
(4) 実施設計 ※7	4/5	100万円	2/3	90万円
(5) コンサルティング	2/3	100万円	2/3	100万円

※1 「建築物バリアフリー条例に定める一般客室」又は「車いす使用者用客室」を目指す整備

※2 15㎡未満の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合

※3 車いす使用者用客室の整備を行う場合及び15㎡以上の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合

※4 車いす使用者客室の整備で、客室出入口の有効幅を90cm以上とする場合

※5 以下に示す敷地内の整備を含む2種類以上の整備を行う場合

- ①敷地内の通路、②出入口、③廊下等、④階段、⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、⑥エレベーター、  
⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、⑧駐車場

※6 客室を6室以上（改修前を基に判断）バリアフリー化する場合

※7 (1) 又は (2) と同時に申請したもののみ対象とする。

※8 建築物バリアフリー条例に基づく新設に伴う設置義務の部分は対象外

**3 募集期間** 令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

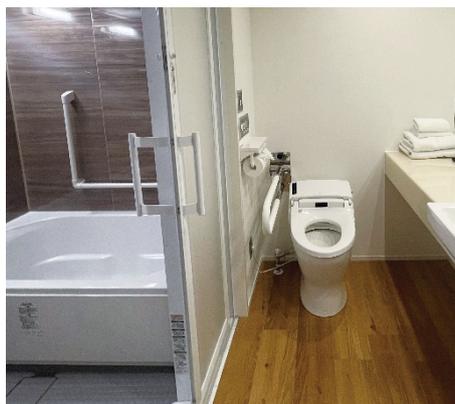
※補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

## 4 申請方法

申請書類や手続き等については、(公財)東京観光財団ホームページ  
(<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/yado-barrier-free.html>) に掲載されています。



改修後、脱着式備品を設置したバスルーム（写真提供：ホテルカデンツァ東京）



改修後のバスルーム（写真提供：ホテルヴィンテージ神楽坂）



シャワーチェア（入浴用）、バスボード、すべり止めマット

## 問い合わせ先

〈事業全般について〉

産業労働局 観光部 受入環境課

電話：03-5320-4802

〈支援補助金申請方法等について〉

(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観光インフラ整備課

電話：03-5579-8463

